

令和3年度舞鶴市下水道事業会計補正予算(第1号)

第1条 令和3年度舞鶴市下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度舞鶴市下水道事業会計予算第10条の次に次の1条を加える。
(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産	
種 類	数 量
排水ポンプ施設	1 式

令和4年2月24日 提 出

舞鶴市長 多々見 良三